

みんなで食育

毎月19日は「食育の日」です

●福津市いきいき健康課
(ふくとぴあ)
☎34・3351

毎月19日は食育の日です!

「食育」という言葉を知っている人はだいが増えてきましたが、「食育の日」は皆さんご存知でしたか?

食育の一層の定着を図るために、毎月19日を「食育の日」と定め各地でさまざまな食育の普及・啓発活動が展開されています。

市でも、「食育の日」を知っていただくために、食育月間でもある6月の19日、福津市食生活改善推進会の皆さんがイオンモール福津でチラシと健康おやつを試食の配布を行いました。

毎日は難しくても、毎月19日には家族そろって食事をしたり、子どもと一緒に食事を作ったりしてみませんか。毎日食べている食物を作っている生産者のかたに感謝する機会として「食育」を実践してもらいたいと思います。できることから一つ一つ取り組むことで、心豊かで健康的な食生活の実践につながります。このような食生活は、子どもだけでなく大人になってからも生涯にわたって育んでいくものであり、大人は子どもたちに伝えていく役割も担っています。

これも食育!

7月24日は土用の丑の日です。夏を乗り切る栄養をつけるためにうなぎを食べる習慣があります。

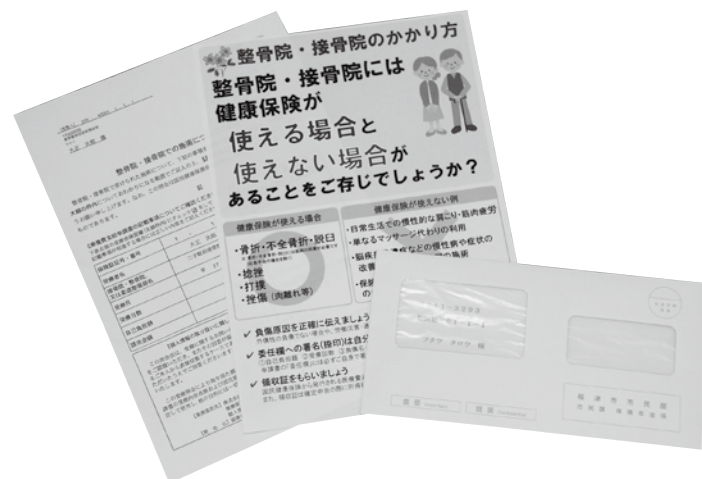


▲普及・啓発活動の様子

整骨院、接骨院での受診には、病名や施術の内容によって健康保険が適用できるものではないものがあります。国民健康保険被保険者が、整骨院、接骨院で施術を受けた場合、文書によるアンケート調査で施術内容などを確認させていただく場合があります。御協力をお願いします。

調査目的
健康保険適用について正しく御理解いただき、整骨院、接骨院での施術に対する療養費の給付の適正化を高めるためです。

対象者
整骨院、接骨院で施術を受けた国民健康保険被保険者のかたの中から、多部位(負傷の部位が複数あること)、受診期間が長期または受診頻度が高い、比較的総医療費の金額が高いなどの



条件で抽出します。施術を受けたすべてのかたが対象ではありません。

アンケート内容
受診日や部位など。アンケートは、施術を受けられてから2〜3か月後に送付します。

調査事務の委託について
アンケートの発送、回収などについては、株式会社大正オーデイトに委託しています。

問い合わせ
株式会社大正オーデイト 健康保険事務センター ☎03・6805・6281 または市市民課保険年金係 ☎43・8127

地域のこと
考えよう!
参加しよう!

奇数月の第3土曜日、翌日曜日は

地域の日

福津市郷育推進会議
福津市郷育推進課
(津屋崎庁舎)
☎52・4969

『第11回福津市成人(300歳)ソフトボール大会』

「地域の日」関連イベントとして、5月10日に第11回福津市成人(300歳)ソフトボール大会を開催しました。当日は晴天に恵まれ、朝早くから選手や役員のかたが集まりました。なまずの郷、あんずの里、みずがめの郷の3会場で、全57チームが8パートに分かれ、熱戦が繰り広げられました。

選手の元気なプレーと熱い戦い、そしてたくさんのかたがたの声援で、大会が盛り上がりました。選手の好プレーには、同じチームだけでなく、相手チームの選手や応援団からもたくさんの拍手が送られていました。大会には、市内の多くの自治会が参加し、地域同士の交流もいたるところで行われていました。



パート別優勝チーム
Aパート:末広区 Bパート:高平区 Cパート:大和2区 Dパート:上西郷区
Eパート:内殿区 Fパート:宮司ヶ丘区 Gパート:光陽台4区 Hパート:花見4区

地域を元気にするようなイベントなどありましたら、お知らせください!

負担限度額認定を ご存知ですか?

知ってる 得する 介護情報

福津市高齢者サービス課(福間庁舎)
☎43・8191

施設サービスの食費、居住費が軽減される場合があります。

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)への入所やショートステイのサービスを利用したとき、介護サービス費用の一割自己負担分とは別に、食費や居住費がかかります。この費用について、世帯全員が市民税非課税(以下、非課税世帯)のかたは、負担額が軽減されます。市に申請をして認定を受ければ、所得に応じた負担限度額(表)までの負担となり、限度額を超えた分は介護保険から給付されます。

この認定を受けているかたには、毎年6月上旬に更新の案内と申請書を送付しています。

なお、制度改正により、平成27年8月

負担限度額 (単位:円/日)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・療養)	多床室(特養)	多床室(老健・療養)
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	370 ※(840)	370
第1段階	300	820	490	320	490	0	0
第2段階	390	820	490	420	490	370	370
第3段階	650	1,310	1,310	820	1,310	370	370

※平成27年8月以降は、特養の多床室の基準費用額は840円となります。

からは、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金等が一定額を超える場合は対象外です。詳しくは更新の案内を確認ください。

基準費用額：施設における平均的な費用額から国が定めた費用額

第1段階：非課税世帯で、老齢福祉年金受給者または生活保護受給者

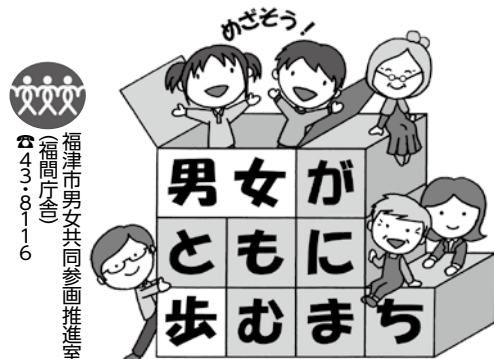
第2段階：非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計(以下、所得等額)が年間に80万円以下のかた

第3段階：非課税世帯で、所得等額が年間に80万円を超えるかた

人身取引の被害者は、国籍、年齢、性別を問わずさまざまで、性的搾取を目的としたものと、労働搾取を目的としたものがあります。近年、特に注目されているのが、未成年者の性的搾取を目的とした人身取引です。

市内には、高校が2校、中学校が3校、小学校が7校あり、多くの児童、生徒が学び、暮らしています。休日、友人と一緒に繁華

「人身取引」と聞くと、外国で起きている問題と思うかたがいるかもしれませんが、実は、日本国内で実際にいくつもの人身取引が行われており、「現代の奴隷制」とも呼ばれています。人身取引は、私たちの身近で、今行われているのかもしれないのです。



ネット時代の落とし穴



▲人身取引防止啓発冊子「BLUE HEART」

街に出かけることもあるでしょう。そういった時、短時間、高収入のアルバイトを誘う文句に、未成年の性を利用しようとたくらむ人身取引の加害者と接触する可能性も考えられます。また、スマートフォンや携帯電話の未成年者への普及から、インターネットを介した被害も増えており、一見被害者に見えない人が、実は一人で苦しんでいたということも起きています。

市男女共同参画推進室では、市民の皆さんが人身取引の実態を知り、その被害に遭うことがないよう、また、実際に被害に遭っている人が、自身が人身取引の被害者であることに気づき、助けを求めることができるように、啓発活動が必要と考えています。NPO法人人身取引サポートセンター「ライトハウス」が作成した人身取引防止啓発冊子「BLUE HEART」を、市立図書館、JR福岡駅内のエンゼルススポット、市児童センターFUCSTAの3か所で閲覧できるようにしています。ぜひ一度、御覧ください。

発掘現場

福津市教育総務課文化財係・古墳公園建設係（津屋崎庁舎） ☎52・4968

新原・奴山古墳群と珪化木

新原・奴山古墳群を歩くと珪化木を見つけることができます。最近発掘調査した新原・奴山25号墳でも、墳丘から珪化木が出土しました。珪化木は樹木が二酸化ケイ素に変化した植物化石で、市内では渡半島で露頭や転石を見ることができます。

珪化木がどうして奴山で見つかるのか。市内の地質を調べてみると、新原・奴山古墳群の築造された台地は、花崗岩地盤の上に砂礫が堆積して約20~50万年前に形成されています。また、奴山南東のふもとから宗像市域にかけて、宗像層群という植物化石を含む地層が広がります。このような状況から、大昔に存在した川が珪化木の混ざった砂礫を台地付近に運んで来たことが考えられます。



▲採取した珪化木

ネットでの旅行契約に注意を！

福津市生活安全課（福岡庁舎） ☎43・8106

インターネットで旅行契約をする人が増えています。代金を振り込んだが航空券が送られてこない、旅行業者と連絡がつかないといったトラブルが報告されています。

【アドバイス】

旅行業者は、旅行業法に基づく登録が必要です。契約する前に、観光庁や都道府県のホームページなどで登録の有無を確認しましょう。業者の倒産などのトラブル発生時には、代金が全額戻らないこともあります。そのような場合も想定して、業者とのメールのやり取りや領収書などの資料はしっかり保管しておきましょう。契約前にきちんと確認して、楽しい旅にしましょう。



※毎週月・水・金曜日（9:00~16:00）は市役所福岡庁舎で消費生活相談員が相談を受け付けています。
※福岡県消費生活センター（☎092・632・0999）でも随時相談を受け付けています。気軽に御相談ください。

消費生活相談室



ふくつ

環境掲示板

●福津市うみがめ課（津屋崎庁舎）
☎52・4952（資源リサイクル係・清掃対策係）
☎52・4953（環境づくり係）
FAX 52・4469
E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

～夏場の節電対策に御協力お願いします～

福岡県から、この夏の節電の取り組みへの協力要請がありました。下記の期間や時間において、生活に無理のない範囲での節電に御協力をお願いします。

●期間：7月1日～9月30日の平日（8月13日、14日を除く） ●時間：9:00～20:00（特に13:00～17:00が節電対策重点時間）
●家庭での節電の取り組み例

節電効果		節電効果	
エアコン 室温28℃を心がける （体調が悪い時は無理せず!）	10%節電	照明器具 不要な照明を消す	5%節電
テレビ 画面の明るさを下げ、 不要な時は消す	2%節電	待機電力 使わないプラグを抜く。 本体の主電源を切る	2%節電

屋内でも熱中症にかかる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意し、十分に御注意ください。特に高齢者や乳幼児、病人がいる家庭では、室温28℃にとられず、体調を考えながら室温の設定をお願いします。
（熱中症に関する情報 http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html）

～「里山みまもり隊・干潟みまもり隊」を募集します～

●講師：土谷 光憲さん（NPO法人自然環境復元協会理事）

「里山みまもり隊」

竹尾緑地をモデルとして、里山の重要性についての学習や保全活動を行います。
【第1回日程・時間】 8月5日（水） 10:00～12:00
【内容】 里山保全に係る学習会
【集合場所】 福津市文化会館（カメリアホール）1階 健康増進室
【持ってくるもの】 筆記用具

「干潟みまもり隊」

津屋崎干潟の自然環境や生き物を後世に引き継ぐために学習や保全活動を行います。
【第1回日程・時間】 8月26日（水） 10:00～12:00
【内容】 干潟保全に係る学習会
【集合場所】 津屋崎庁舎2階 201会議室
【持ってくるもの】 筆記用具

参加者は随時募集しています。今年度第1回の活動は上記のとおりです。

受付、問い合わせ：市うみがめ課環境づくり係（津屋崎庁舎） ☎52・4953

市民自然観察会の御案内～干潟でハマボウを観察しよう～

夏の干潟では和製ハイビスカス・ハマボウが見事な黄色の花を咲かせます。貝やカニの仲間など、多くの生き物を間近に観察することもできます。自然観察の専門家による解説もあります。ぜひ参加ください。

- 日 時 7月26日（日）10:00～12:00 ※少雨決行
- 集合場所 福津市役所津屋崎庁舎玄関前（当日は会場までバスが出ます）
- 参加費 無料
- 必要なもの 汚れてもいい服装、長ぐつ、軍手など
- 定 員 20人程度（先着順）
- 申し込み方法 7月24日（金）までに電話又はファクスでお申し込みください。

受付、問い合わせ：市うみがめ課環境づくり係（津屋崎庁舎） ☎52・4953 FAX52・4469



▲ハマボウの花